

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正

現行				改正				改正理由	
別表1(第5条第3項及び第7条第2項関係)				別表1(第5条第3項及び第7条第2項関係)					
委員	代理者	部会名		委員	代理者	部会名			
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)			
教育研究評議員を兼ねる 生物システム応用科学府 副府長	生物システム応用 科学府長	教育部会 国際交流・広報・ 社会貢献部会 業務運営部会		教育研究評議員を兼ねる 生物システム応用科学府 副府長	生物システム応用 科学府長	国際交流・広報・ 社会貢献部会 業務運営部会			
別表2(第7条第4項関係)				別表2(第7条第4項関係)					
部会名	委員構成		所掌事項	事務担当	部会名	委員構成		所掌事項	事務担当
教育	(略) ・教育研究評議員を兼ねる生物システム 応用科学府副府長 (略)		(略)	(略)	教育	(略) ・生物システム応用科学府副府長 1人 (略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

附 則 (教規程第45号)

この規程は、平成27年4月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。